

各事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

第 14 次労働災害防止計画の推進について

厚生労働行政の運営につきまして、平素から格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 6 条の規定に基づき、2023 年度を初年度とする第 14 次の労働災害防止計画を別添のとおり策定し、3 月 27 日付けで公示したところです。

1958 年以降、これまで 13 次にわたる労働災害防止計画により、国、事業者、労働者等の関係者が一丸となって取組を推進してきた結果、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善してきました。一方で近年の状況を見ると、死亡災害は減少しているものの、休業 4 日以上之死傷災害は、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い高年齢労働者の労働災害の増加や中小事業場における労働災害の発生が顕著となっています。さらに、働き方改革への対応やメンタルヘルス不調、女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等、労働者の健康保持増進に関する課題は多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっています。加えて、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となってきています。

第 14 次の労働災害防止計画は、このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたものです。本計画の趣旨を御理解いただき、計画の推進に特段の御協力を賜りますようお願いいたします。